

広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
広島県環境影響評価に関する条例施行規則(平成十一年規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

改正後

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 環境影響評価に関する手続
- 第一節 方法書の作成等(第四条―第十二条)
- 第二節 準備書の作成等(第十三条―第二十三条)
- 第三節 評価書の作成等(第二十四条―第二十九条の二)
- 第四節 対象事業の内容の修正等(第三十条・第三十一条)
- 第三章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第三十二条―第三十五条)
- 第四章 事後調査の実施等(第三十六条・第三十七条)
- 第五章 手続に関する特例等
- 第一節 都市計画に係る対象事業に関する特例等(第三十八条―第四十二条)
- 第二節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続(第四十三条―第四十五条)

- 第六章 広島県環境影響評価技術審査会(第四十六条―第四十九条)
  - 第七章 環境影響評価法との関係(第五十条)
  - 第八章 雑則(第五十一条・第五十二条)
- 附則

(方法書及び要約書の写しの縦覧)

**第七条** 条例第七条第一項の規定による方法書及び要約書の写しの縦覧は、次に掲げる二以上の場所において行うものとする。

一〜五 (略)

(方法書について公告する事項)

**第八条** 条例第七条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

- 五 方法書及び要約書の写しの縦覧の場所、期間及び時間
- 六・七 (略)

改正前

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 環境影響評価に関する手続
- 第一節 方法書の作成等(第四条―第十二条)
- 第二節 準備書の作成等(第十三条―第二十三条)
- 第三節 評価書の作成等(第二十四条―第二十九条)
- 第四節 対象事業の内容の修正等(第三十条・第三十一条)
- 第三章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第三十二条―第三十五条)
- 第四章 事後調査の実施等(第三十六条・第三十七条)
- 第五章 手続に関する特例等
- 第一節 都市計画に係る対象事業に関する特例等(第三十八条―第四十二条)
- 第二節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続(第四十三条―第四十五条)

- 第六章 広島県環境影響評価技術審査会(第四十六条―第四十九条)
  - 第七章 環境影響評価法との関係(第五十条)
  - 第八章 雑則(第五十一条・第五十二条)
- 附則

(方法書の写しの縦覧)

**第七条** 条例第七条第一項の規定による方法書の写しの縦覧は、次に掲げる二以上の場所において行うものとする。

一〜五 (略)

(方法書について公告する事項)

**第八条** 条例第七条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

- 五 方法書の写しの縦覧の場所、期間及び時間
- 六・七 (略)

改正後

改正前

(方法書及び要約書の公表)

第十条の二 条例第七条第三項の規定による方法書及び要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 事業者のウェブサイトに掲載すること。
- 二 県のウェブサイトに掲載すること。
- 三 条例第六条第一項に規定する地域が属する市町の協力を得て、当該市町のウェブサイトに掲載すること。

(方法書説明会の開催)

第十条の三 条例第七条の二第一項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、条例第六条第一項に規定する地域に二以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の公告)

第十条の四 第九条第二項の規定は、条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。

2 条例第七条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 条例第六条第一項に規定する地域の範囲及びその範囲が属する市町
- 五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

第十条の五 条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

改正後

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- 二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによつて方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(準備書及び要約書の写しの縦覧)

**第十五条** 第七条の規定は、条例第十五条第一項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第七条中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第二号及び第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書及び要約書の公表)

**第十七条の二** 第十条の二の規定は、条例第十五条第二項において準用する条例第七条第三項の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催)

**第十八条** 第十条の三の規定は、条例第十六条第一項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第十条の三中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の公告)

**第十九条** 第九条第二項の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第九条第二項第二号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

2| 第十条の四第二項の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七

改正前

(準備書及び要約書の写しの縦覧)

**第十五条** 第七条の規定は、条例第十五条第一項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第七条中「方法書」とあるのは「準備書及び要約書」と、同条第二号及び第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(説明会の開催)

**第十八条** 条例第十六条第一項の規定による説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に二以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(説明会の開催の公告)

**第十九条** 第九条第二項の規定は、条例第十六条第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第九条第二項第二号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

2| 条例第十六条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うもの

改正後

条の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第十条の四第二項中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

**第二十条** 第十条の五の規定は、条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第四項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第十条の五中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

## 第二十一条 削除

改正前

とする。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 関係地域の範囲及びその範囲が属する市町
- 五 説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

**第二十条** 条例第十四条第四項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- 二 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(準備書の記載事項の周知)

**第二十一条** 条例第十四条第四項の規定による準備書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。
- 二 準備書の概要を公告すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法

2| 第九条第二項の規定は、前項第二号の規定による公告について準用する。この場合において、第九条第二項第二号中「条例第六条第一項に規定する地域」

改正後

(評価書及び要約書の写しの縦覧)

**第二十七条** 第七条の規定は、条例第二十二條第一項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第七条中「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第二号及び第三号中「条例第六條第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(評価書及び要約書の公表)

**第二十九條の二** 第十条の二の規定は、条例第二十二條第二項において準用する条例第七條第三項の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二中「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第三号中「条例第六條第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書)

**第三十六條** 条例第三十條第一項の事後調査報告書は、四月一日から翌年三月三十一日まで実施した事後調査に関し、別記様式第八号により作成し、当該翌年六月三十日までに提出するものとする。

2 (略)

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の読替え)

**第三十八條** 条例第三十三條の規定により、対象事業が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四條第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)について、都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、条例第五條から第二十六條まで(第五條第二項、第十三條第二項並びに第二十五條第一項第三号及び第三項を除

改正前

とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(評価書及び要約書の写しの縦覧)

**第二十七條** 第七条の規定は、条例第二十二條第一項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第七条中「方法書」とあるのは「評価書及び要約書」と、同条第二号及び第三号中「条例第六條第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書)

**第三十六條** 条例第三十條第一項の事後調査報告書の様式は、別記様式第八号のとおりとする。

2 (略)

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の読替え)

**第三十八條** 条例第三十三條の規定により、対象事業が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四條第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)について、都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、条例第五條から第二十六條まで(第五條第二項、第十三條第二項並びに第二十五條第一項第三号及び第三項を除

改正後

く。)の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第六条第二項	対象事業	都市計画対象事業
	第七条第一項から第三項まで	事業者	都市計画決定権者
	第七条の二第一項から第四項まで	事業者	都市計画決定権者
(略)	第十五条第一項	事業者	都市計画決定権者
	第十六条第一項及び第二項	事業者	都市計画決定権者

(都市計画に係る手続との調整)

第三十九条 (略)

2 前条の規定により読み替えて適用される条例第十五条第一項の規定により知事が準備書及び要約書の写しを縦覧に供する場合には、都市計画決定権者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項の都市計画の案と併せて縦覧に供するよう努めるものとし、前条の規定により読み替えて適用される条例第二十二条第一項の規定により知事が評価書及び要約書の写しを縦覧に供する場合には、都市計画決定権者が定める都市計画についての同法第二十条第二項

改正前

く。)の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第六条第二項	対象事業	都市計画対象事業
	第七条第一項及び第二項	事業者	都市計画決定権者
(略)	第十五条第一項	事業者	都市計画決定権者
	第十六条第一項から第四項まで	事業者	都市計画決定権者

(都市計画に係る手続との調整)

第三十九条 (略)

2 前条の規定により読み替えて適用される条例第十五条第一項の規定により知事が準備書及び要約書の写しを縦覧に供する場合には、都市計画決定権者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項の都市計画の案と併せて縦覧に供するよう努めるものとし、前条の規定により読み替えて適用される条例第二十二条第一項の規定により知事が評価書及び要約書の写しを縦覧に供する場合には、都市計画決定権者が定める都市計画についての同法第二十条第二項

改正後

(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する同法第十四条第一項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の条例施行規則の読替え)

**第四十二条** 条例第三十三条の規定により都市計画対象事業について都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第四条から第三十二条まで(第四条第七項、第十三条第十一項並びに第三十一条第三項第五号及び第四項を除く。)の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第十条	条例第七条第二項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第二項
	第十条の一	条例第七条第三項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第三項
	第十条の二第一号	事業者	都市計画決定権者
	第十条の二三号	条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
	第十条の三	条例第七条の二第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条の二第一項
		条例第六条第一項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項
		事業者	都市計画決定権者

改正前

(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する同法第十四条第一項の図書と併せて縦覧に供するものとする。

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の条例施行規則の読替え)

**第四十二条** 条例第三十三条の規定により都市計画対象事業について都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第四条から第三十二条まで(第四条第七項、第十三条第十一項並びに第三十一条第三項第五号及び第四項を除く。)の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第十条	条例第七条第二項	第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第七条第二項
-----	-----	----------	-------------------------------





改正後

改正前

<p>規定により読み替えて適用される 条例第七条第二項</p> <p>事業者 都市計画決定権者</p>	<p>条例第六条第一項</p> <p>第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項</p>	<p>第十七条の二</p> <p>条例第十五条第二項において準用する条例第七条第三項</p> <p>条例第六条第一項</p> <p>第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項</p>	<p>第十八条</p> <p>条例第十六条第一項</p> <p>第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十六条第一項</p>	<p>条例第十六条第一項</p> <p>第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十六条第一項</p>	<p>第十九条第一項</p> <p>条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項</p> <p>条例第六条第一項</p> <p>第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項</p>	<p>条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項</p> <p>第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十六条第二項において準用する、第三十八条の規定により読み替えて適用される</p>	<p>第十九条第二項</p> <p>条例第十六条第二項において準用する条例第七条の二第二項</p> <p>第三十八条の規定により読み替えて適用される</p>
<p>規定により読み替えて適用される 条例第七条第二項</p> <p>事業者 都市計画決定権者</p>	<p>条例第六条第一項</p> <p>第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第六条第一項</p>	<p>第十八条</p> <p>条例第十六条第一項</p> <p>事業者 都市計画決定権者</p> <p>第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十六条第一項</p>	<p>第十九条第一項</p> <p>条例第十六条第二項</p> <p>第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十六条第二項</p>	<p>条例第十六条第二項</p> <p>第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十六条第二項</p>	<p>第十九条第二項</p> <p>事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所</p> <p>都市計画決定権者の名称</p>	<p>事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所</p> <p>都市計画決定権者の名称</p>	<p>第十九条第二項</p> <p>事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所</p> <p>都市計画決定権者の名称</p>

改正後

第二十条		条例第六條第一項	条例第七條の二第二項
事業者	条例第十六條第二項において準用する条例第七條の二第四項	第三十八條の規定により読み替えて適用される条例第六條第一項	第三十八條の規定により読み替えて適用される条例第十六條第二項において準用する、第三十八條の規定により読み替えて適用される条例第七條の二第四項
事業者		都市計画決定権者	都市計画決定権者

第二十九條		条例第二十二條第二項において準用する条例第七條第二項	第三十八條の規定により読み替えて適用される条例第二十二條第二項において準用する、第三十八條の規定により読み替えて適用される条例第七條第二項
事業者		都市計画決定権者	都市計画決定権者
条例第六條第一項		第三十八條の規定により読み替え	

改正前

第十九條第二項第二号		対象事業	都市計画対象事業
第十九條第二項第三号		対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第二十条各号列記以外の部分		事業者	都市計画決定権者
第二十条第二号	事業者		都市計画決定権者
第二十一条第一項	条例第十六條第四項		第三十八條の規定により読み替えて適用される条例第十六條第四項
第二十一条第二項	条例第六條第一項		第三十八條の規定により読み替えて適用される条例第六條第一項

第二十九條		条例第二十二條第二項において準用する条例第七條第二項	第三十八條の規定により読み替えて適用される条例第二十二條第二項において準用する、第三十八條の規定により読み替えて適用される条例第七條第二項
事業者		都市計画決定権者	都市計画決定権者
条例第六條第一項		第三十八條の規定により読み替え	

改正後

第二十九条の二	条例第二十二條第二項において準用する条例第七條第三項	第三十八條の規定により読み替えて適用される条例第六條第一項
条例第六條第一項	第三十八條の規定により読み替えて適用される条例第六條第一項	

改正前

		て適用される条例第六條第一項
--	--	----------------

(港灣計画に係る環境影響評価その他の手続を行う場合の技術的読替え)  
**第四十四條** 条例第三十六條第二項において条例第三章第二節から第五章まで(第十三條第一項第四号及び第二項、第二十三條、第二十五條第一項第三号及び第三項、第二十六條第四項及び第五項並びに第二十七條から第二十九條までを除く。)の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(港灣計画に係る環境影響評価その他の手続を行う場合の技術的読替え)  
**第四十四條** 条例第三十六條第二項において条例第三章第二節から第五章まで(第十三條第一項第四号及び第二項、第二十三條、第二十五條第一項第三号及び第三項、第二十六條第四項及び第五項並びに第二十七條から第二十九條までを除く。)の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	事業者	港灣管理者
第十五條第一項	事業者	港灣管理者
第十五條第二項	第七條第二項及び第三項の規定は、準備書について準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは「第十五條第一項」と、「前條第一項」と、	港灣管理者は、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を周知するための措置を講じるとともに、規則で定めるところにより、同項の縦覧期間中、準備書及

(略)	事業者	港灣管理者
第十五條第一項	事業者	港灣管理者
第十五條第二項	第七條第二項の規定は、準備書について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第十五條第一項」と、「前條第一項に規定する地域」	港灣管理者は、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を周知するための措置を講じなければならない。

改正後

	<p>に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、「方法書及び要約書」とあるのは「準備書及び第十四条に規定する要約書」と読み替えるものとする。</p>
第十六条第一項	事業者
第十六条第二項	<p>第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第二項において準用する第二項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十六条第一項及び第二項において準用する前</p>
び第十四条に規定する要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。	港湾管理者
港湾管理者は、準備書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを準備書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならないものとし、準備書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができるものとする。なお、港湾管理者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、この項の規定による公告をした準備書説明会を	港湾管理者

改正前

	<p>とあるのは「関係地域」と、「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。</p>
第十六条第一項から第四項まで	事業者
	港湾管理者

改正後

	三項」と読み替えるものとする。
	開催することができない場合には、当該準備書説明会を開催することを要しないものとし、この項に定めるもののほか、準備書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(略)

第二十二條第一項

事業者

第二十二條第二項

第七條第二項及び第三項の規定は、評価書について準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは「第二十二條第一項」と、「前條第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書」とあるのは「評価書」と、同條第三項中「第一項」とあるのは「第二十二條第一項」と、「方法書及び要約書」とあるのは「評価書及び第二十一條に規定する要約書」と読み替えるものとする。

港湾管理者

港湾管理者は、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間内に、関係地域内において、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を周知するための措置を講じるとともに、規則で定めるところにより、同項の縦覧期間中、評価書及び第二十一條に規定する要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。

改正前


(略)

第二十二條第一項

事業者

第二十二條第二項

第七條第二項の規定は、評価書について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第二十二條第一項」と、「前條第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

港湾管理者

港湾管理者は、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間内に、関係地域内において、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を周知するための措置を講じなければならない。

改正後

(略)

(港湾計画に係る環境影響評価その他の手続を行う場合の条例施行規則の読替え)  
第四十五条 第二章第二節から第四章まで(第十三条第五項、第九項第六号及び第十一項、第三十一条第三項第五号及び第四項、第三十三条から第三十五条まで並びに第三十六条第二項第五号を除く。)の規定は、条例第三十六条第一項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七條の規定は、条例第十五條第一項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第七條中「方法書」とあるのは「準備書」と、同條第二号及び第三号中「条例第六條第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

第十五条

第七條の規定は、条例第十五條第一項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第七條中「方法書」とあるのは「準備書」と、同條第二号及び第三号中「条例第六條第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(略)

第十七条

第九條及び第十條の規定は、条例第十五條第二項において準用する条例第三十六條第二項において準用する条例第十五條第二項の規定により港湾管理者が行うべき周知

改正前

(略)

(港湾計画に係る環境影響評価その他の手続を行う場合の条例施行規則の読替え)  
第四十五条 第二章第二節から第四章まで(第十三条第五項、第九項第六号及び第十一項、第三十一条第三項第五号及び第四項、第三十三条から第三十五条まで並びに第三十六条第二項第五号を除く。)の規定は、条例第三十六条第一項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七條の規定は、条例第十五條第一項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第七條中「方法書」とあるのは「準備書及び要約書」と、同條第二号及び第三号中「条例第六條第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

第十五条

第七條の規定は、条例第十五條第一項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第七條中「方法書」とあるのは「準備書及び要約書」と、同條第二号及び第三号中「条例第六條第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(略)

第十七条

第九條及び第十條の規定は、条例第十五條第二項において準用する条例第十五條第二項の規定により港湾管理者が行うべき周知

改正後

第十七条の二	<p>第十条の二の規定は、条例第十五条第二項において準用する条例第七条第三項の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるものをとする。</p>	<p>第十条の二の規定は、条例第十五条第二項において準用する条例第七条第三項の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるものをとする。</p>	<p>条例第七条第二項の規定により事業者が準備書について周知するための措置を講じる場合について準用する。この場合において、第九条第一項第一号及び第三号中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第二項第二号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、第十条中「第八条各号」とあるのは「第十六条各号」と読み替えるものとする。</p> <p>のたための措置は、第十六条各号に掲げる事項及び準備書の概略を記載した書類を求めに応じて提供することを周知した後に当該書類を求めに応じて提供すること、第十条各号に掲げる事項を第十九条第一項に規定する方法により公告することその他準備書の内容を周知するための適切な方法により行うものとし、条例第三十六条第二項において準用する条例第十五条第二項の規則で定める事項は、第十六条各号に掲げる事項とする。</p>
--------	--	--	---

改正前

第十八条	<p>事業者</p> <p>条例第十六条第一項</p>	<p>港灣管理者</p> <p>条例第三十六条第二項において準用する条例第十六条第一項</p>	<p>条例第七条第二項の規定により事業者が準備書について周知するための措置を講じる場合について準用する。この場合において、第九条第一項第一号及び第三号中「方法書」とあるのは「準備書」と、同条第二項第二号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、第十条中「第八条各号」とあるのは「第十六条各号」と読み替えるものとする。</p> <p>のたための措置は、第十六条各号に掲げる事項及び準備書の概略を記載した書類を求めに応じて提供することを周知した後に当該書類を求めに応じて提供すること、第十条各号に掲げる事項を第十九条第一項に規定する方法により公告することその他準備書の内容を周知するための適切な方法により行うものとし、条例第三十六条第二項において準用する条例第十五条第二項の規則で定める事項は、第十六条各号に掲げる事項とする。</p>
------	-----------------------------	---	---

改正後

改正前

第十八条	<p>第十条の三の規定は、条例第十六条第一項の規定による準備書説明会について準用する。</p> <p>この場合において、第十條の三中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「条例第六條第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。</p>	第十九条第一項	<p>第九條第二項の規定は、条例第十六條第二項において準用する條第七條の二第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第九條第二項第二号中「條例第六條第一項に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。</p>	第十九條第二	<p>第十條の四第二項の規定</p>	<p>條例第三十六條第二項において準用する條例第十六條第一項の規定による準備書説明会は、できる限り準備書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に二以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、準備書説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。</p>
------	---	---------	---	--------	--------------------	---

第十九條第一	<p>第九條第二項の規定は、條例第十六條第二項の規定による公告について準用する。この場合において、第九條第二項第二号中「條例第六條第一項に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。</p>	第十九條第二	<p>條例第十六條第二項</p>	第十九條第二	<p>事業者の氏名及び住所</p>	<p>條例第三十六條第二項において準用する條例第十六條第二項</p> <p>港湾管理者の名称及び住所</p>
--------	--	--------	------------------	--------	-------------------	--



改正後

改正前

<p>第二十条</p>	<p>第十条の五の規定は、          条例第十六条第二項に          おいて準用する条例第          七条の二第四項の事業          者の責めに帰すること          ができない事由につい          て準用する。この場合</p>	<p>条例第三十六条第二項において準          用する条例第十六条第二項の規定          による港湾管理者の責めに帰する          ことができない事由は、天災、交          通の途絶その他の不測の事態によ          り準備書説明会の開催が不可能で          あること又は港湾管理者以外の者</p>
<p>項</p>	<p>定は、条例第十六条第          二項において準用する          条例第七条の二第二項          の規定による公告につ          いて準用する。この場          合において、第十条の          四第二項中「条例第六          条第一項に規定する地          域」とあるのは「関係          地域」と、「方法書説          明会」とあるのは「準          備書説明会」と読み替          えるものとする。</p>	<p>用する条例第十六条第二項の規定          による公告は、港湾管理者の名称          及び住所、対象港湾計画の名称、          対象港湾計画に定められる港湾開          発等の対象となる区域のうち、埋          立て等区域の面積、関係地域の範          囲及びその範囲が属する市町並び          に準備書説明会の開催を予定する          日時及び場所について行うものと          する。</p>

<p>第二十条第二          号</p>	<p>事業者</p>	<p>港湾管理者</p>
<p>分</p>	<p>事業者</p>	<p>港湾管理者</p>
<p>第二十号各号          列記以外の部          分</p>	<p>条例第十六条第四項</p>	<p>条例第三十六条第二項において準          用する条例第十六条第四項</p>
<p>第十九条第二          項第三号</p>	<p>対象事業実施区域</p>	<p>対象港湾計画に定められる港湾開          発等の対象となる区域のうち、埋          立て等区域の面積</p>
<p>第十九条第二          項第二号</p>	<p>対象事業の名称、種類          及び規模</p>	<p>対象港湾計画の名称</p>
<p>項第一号</p>	<p>(法人にあつては、そ          の名称、代表者の氏名          及び主たる事務所の所          在地)</p>	

改正後

において、第十条の五  
中「方法書説明会」と  
あるのは、「準備書説  
明会」と読み替えるも  
のとする。

により準備書説明会の開催が故意  
に阻害されることよって準備書  
説明会を円滑に開催できないこと  
が明らかであることとする。

(略)

第二十七条

第七条の規定は、条例  
第二十二條第一項の規  
定による縦覧について  
準用する。この場合に  
おいて、第七条中「方  
法書」とあるのは「評  
価書」と、同条第二号  
及び第三号中「条例第  
六条第一項に規定する  
地域」とあるのは「関  
係地域」と読み替える

第十五条の規定は、条例第三十六  
条第二項において準用する条例第  
二十二條第一項の規定による縦覧  
について準用する。この場合にお  
いて、第十五条中「準備書」とあ  
るのは、「評価書」と読み替える  
ものとする。

改正前

第二十一条第  
一項

条例第十六条第四項

条例第三十六条第二項において準  
用する条例第十六条第四項

第二十一条第  
二項

第九条第二項の規定  
は、前項第二号の規定  
による公告について準  
用する。この場合にお  
いて、第九条第二項第  
二号中「条例第六条第  
一項に規定する地域」  
とあるのは、「関係地  
域」と読み替えるもの  
とする。

第十九条第一項の規定は、前項第  
二号の規定による公告について準  
用する。

(略)

第二十七条

第七条の規定は、条例  
第二十二條第一項の規  
定による縦覧について  
準用する。この場合に  
おいて、第七条中「方  
法書」とあるのは「評  
価書及び要約書」と、  
同条第二号及び第三号  
中「条例第六条第一項  
に規定する地域」とあ  
るのは「関係地域」と

第十五条の規定は、条例第三十六  
条第二項において準用する条例第  
二十二條第一項の規定による縦覧  
について準用する。この場合にお  
いて、第十五条中「準備書」とあ  
るのは、「評価書」と読み替える  
ものとする。

改正後

改正前

(略)

(略)

第二十九条

第二十九条

ものとする。

読み替えるものとする。

第九条及び第十条の規定は、条例第二十二條第二項において準用する条例第七條第二項の規定により事業者が評価書について周知するための措置を講じる場合について準用する。この場合において、第九條第一項第一号及び第三号中「方法書」とあるのは「評価書」と、同條第二項第二号中「条例第六條第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、第十條中「第八條各号」とあるのは「第二十八條各号」と読み替えるものとする。

第十七條の規定は、条例第三十六條第二項において準用する条例第二十二條第一項の規定により港湾管理者が評価書について周知するための措置を講じる場合について準用する。この場合において、第十七條中「第十六條各号」とあるのは「第二十八條各号」と、「準備書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

第十七條の規定は、条例第三十六條第二項において準用する条例第二十二條第一項の規定により港湾管理者が評価書について周知するための措置を講じる場合について準用する。この場合において、第十七條中「第十六條各号」とあるのは「第二十八條各号」と、「準備書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

第二十九条の二

第十条の二の規定は、条例第二十二條第二項において準用する条例第七條第三項の規定による公表について準用

第十七條の二の規定は、条例第三十六條第二項において準用する条例第二十二條第二項の規定により港湾管理者が評価書及び要約書を公表する場合について準用する。

改正後

する。この場合において、第十条の二中「方法書」とあるのは「評価書」と、同条第三号中「条例第六条第一項に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。	この場合において、第十七条の二中「準備書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。
---	---

(略)	第三十一条第一項	条例第二十五条第二項	条例第三十六条第二項において準用する条例第二十五条第一項
	別記様式第四号	別記様式第十六号	

(法の対象事業等に係る条例施行規則の読替え)

**第五十条** 第三十五条から第三十七条まで及び次条の規定は、条例第四十三条第一項において法対象事業について条例第十条第三項、第十九条第三項、第二十九条から第三十二条まで及び第四十四条(第一項第二号、第三号及び第七号を除く。)の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第三十五条第三項第四号	各号	用する条例第二十九条第一項各号
第三十六条第一項	事例第三十条第一項の事後調査報告書は、四	条例第四十三条第一項において準用する条例第三十条第一項の事後

改正前

--	--

(略)	第三十一条第一項	条例第二十五条第二項	条例第三十六条第二項において準用する条例第二十五条第一項
	別記様式第四号	別記様式第十六号	

(法の対象事業等に係る条例施行規則の読替え)

**第五十条** 第三十五条から第三十七条まで及び第五十一条の規定は、条例第四十三条第一項において法対象事業について条例第十条第三項、第十九条第三項、第二十九条から第三十二条まで及び第四十四条(第一項第二号、第三号及び第七号を除く。)の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第三十五条第三項第四号	各号	用する条例第二十九条第一項各号
第三十六条第一項	事例第三十条第一項	条例第四十三条第一項において準用する条例第三十条第一項

改正後

月一日から翌年三月三十一日までに実施した事後調査に關し、別記様式第八号により作成し、当該翌年六月三十日までに提出するものとする。	調査報告書は、四月一日から翌年三月三十一日までに実施した事後調査に關し、別記様式第二十号により作成し、当該翌年六月三十日までに提出するものとする（関係地域の全部が広島市の区域に限られる法対象事業については、知事が法第二十条第五項の規定により意見を述べた場合に限る。）。
--	--

(略)

2 第三十六条(第二項第五号を除く。)、第三十七条及び次条の規定は、条例第四十三条第二項において法対象港湾計画について条例第十九条第三項、第三十条から第三十二条まで及び第四十四条(第一項第二号、第三号及び第七号を除く。)の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十六条第一項

条例第三十条第一項の事後調査報告書は、四月一日から翌年三月三十一日までに実施した事後調査に關し、別記様式第八号により作成し、当該翌年六月三十日までに提出するものとする。	条例第四十三条第二項において準用する条例第三十条第一項の事後調査報告書は、四月一日から翌年三月三十一日までに実施した事後調査に關し、別記様式第二十二号により作成し、当該翌年六月三十日までに提出するものとする（関係地域の全部が広島市の区域に限られる法対象港湾計画については、知事が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第四十八条第二項にお
--	---

改正前

別記様式第八号	別記様式第二十号
---------	----------

(略)

2 第三十六条(第二項第五号を除く。)、第三十七条及び第五十一条の規定は、条例第四十三条第二項において法対象港湾計画について条例第十九条第三項、第三十条から第三十二条まで及び第四十四条(第一項第二号、第三号及び第七号を除く。)の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十六条第一項

条例第三十条第一項	条例第四十三条第二項において準用する条例第三十条第一項
別記様式第八号	別記様式第二十二号

		改正後
(略)	第三十六条第 二項第二号	環境影響
	法第四十七条の港湾環境影響	いて準用する法第二十条第五項の 規定により意見を述べた場合に限 る。)
<p style="text-align: center;">附則（平成二十五年三月一四日規則第一五号） この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>		
		改正前
(略)	第三十六条第 二項第二号	環境影響
	環境影響評価法（平成九年法律第 八十一号）第四十七条の港湾環境 影響	